

保護者 様

千葉県立矢切特別支援学校
校 長 山 崎 雄 次

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

首都圏における1都3県緊急事態宣言が令和3年3月21日をもって解除されましたが、感染者数は日々増減がみられる状況にあり、今後も当面の間この感染症と向き合い、持続可能な対策を引き続き行っていかなければなりません。県教育委員会としましては、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、リスクを低減させる努力をしながら、年間を通じて感染防止対策を徹底するとともに感染状況を踏まえた上で学習活動を工夫し、可能な限り学校行事を含めた学校教育活動を継続することで、子供の健やかな学びを保障していくという方針が示されました。

これを受け、本校として緊急事態宣言解除後の感染予防対策を下記のとおりまとめましたので御確認ください。なお、今後の経過によっては、対策等の変更・見直し等が考えられます。その際には、あらためて文書等を通じてお知らせします。

御不明な点等は、学校までお問い合わせください。

記

I 校内体制

新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部及び本部の業務を分掌するチームを設置し、学校全体で対策に取り組む体制を整備しています。

＜体制図＞

【対策本部】 平時の感染症防止対策、発症者等発生時の対応等の総括等	
	【保健チーム】 感染症対策の指導徹底，児童生徒等の健康状態の集約，体調不良時の対応に係る体制整備等
	【清掃・消毒チーム】 清掃・消毒活動に係る調整等
	【スクールバスチーム】 スクールバス運行に係る感染防止対策等
	【給食チーム】 給食の円滑な運営，衛生面の徹底等
	【教務チーム】 学習内容の精選，教科間の調整等
	【体育チーム】 体育・自立活動に係る感染防止対策等の調整
	【児童生徒支援チーム】 必要に応じた児童生徒支援等

Ⅱ 主な感染防止対策等

1 保健関係

(1) 健康観察

これまでどおり登校後すぐ、御家庭で記入していただいた健康観察表の確認、検温、健康観察を行います。さらに、活動中の発熱を早めに察知するために給食前に検温を行うこととしました。

※記入漏れがあった場合、御家庭へ連絡し、体調の確認を行うときがあります。

※登校後に、発熱や体調不良等の症状が見られた場合は、保護者の方に連絡の上、早退となります。

※同居されている御家族に発熱や風邪症状が見られた場合は、登校をお控えください。健康観察表の「家族の発熱等あり」の欄にも御記入ください。

※アレルギーや喘息等による咳などがある場合は、健康観察表の「その他」欄に御記入ください。

(2) 手洗い

登校後すぐ、授業と授業の合間、給食の前後などこまめに行います。

(御家庭でも基本的な感染予防対策の御指導をお願いします。)

(3) マスクの着用

できる限りマスクを着用していただくようお願いします。

(4) 歯磨き

給食後の歯磨き指導時の介助においては、飛沫による感染リスクが高くなることから介助は行いません。一方、口腔内の清潔を保つことは、感染リスクを低減させる効果が期待できることから、歯磨きの時間は確保し、一人での歯磨きが難しい場合は、口腔内を水ですすぐよう（ブクブクうがいを行うよう）指導します。

2 清掃・消毒関係

(1) 清掃

「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」(千葉県教育委員会 令和3年3月24日版)を踏まえ、可能な範囲内で児童生徒による清掃を実施します。

※換気に注意を払い、マスクを着用して行います。終了後は、手洗いをしっかり行います。

※共用の用具等は、1日1回程度(清掃終了後)の消毒を行います。

(2) 消毒

主に放課後の時間を活用して職員が実施します。

※経済産業省の検査で、含有する界面活性剤により新型コロナウイルスが効果的に除去できることが確認されている家庭用洗剤を使用します。

※登校時は、昇降口に用意する消毒液を浸した雑巾を踏むことで、上履きの底を消毒します。

(3) 換気

児童生徒が活動する教室等は、気候上可能な限り、常時の換気に努めます。
ただし、常時換気が難しい場合は、5分以上の換気（空気の入替）を30分に1度実施します。

3 スクールバス関係

(1) 運行方法

国の補助金により、密が懸念される「八ヶ崎コース」と「中央コース」に小型マイクロバスが導入され、なるべく席が隣り合うことがないように運行してまいります。なお、登録者全員がスクールバスをご利用いたしますと各列一人ずつの座席確保が難しくなることが考えられるため、引き続き、可能な範囲で自主登校（保護者送迎）をお願いしております。（現在のところ小型マイクロバス運行は7月までの予定）

(2) 衛生面

消毒・換気については、これまでどおり実施していきます。

※乗車時には、できる限りマスクを着用していただくようお願いいたします。

4 給食関係

(1) 食事場所

小・中学部は食堂において、高等部は各ホームルーム教室において、間隔をあけて一方向を向いて着席し食事を行います。

(2) 衛生面

食事前後の手洗いを徹底します。消毒・配膳・下膳は職員が中心となり行います。なお、箸・スプーン等の食具については、引き続き持参させていただきようお願いします。

※「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業・配食等を行います。

※小中学部において、職員が介助等のために児童生徒の間に入って食事をする場合には、ついたてを使用し飛沫の防御に努めます。

5 学習活動関係

緊急事態宣言中は、次の点について徹底し、感染リスクの低減に努めます。

(1) 基本的な留意点

○児童生徒等は、マスクの着用を徹底します。

○音読や群読は必要であるときはマスクをつけ、大声とにならないように工夫をします。

(2) 具体的な場面

① 体育

・密集・接触の可能性が高い競技については時間を短縮するなど工夫をしながら徐々に行います。

・屋内で実施する場合は、十分に間隔を保つことが難しいことから、呼気が

激しくなるような運動を避けるなど配慮しながら、原則としてマスクを着用します。

② 音楽

- ・児童生徒が近距離で行う歌唱や管楽器演奏等の活動は飛沫防止対策、隊形の工夫をしながら徐々に実施していきます。

③ 家庭科

- ・調理実習は食器などの衛生管理を徹底しながら、徐々に実施します。
- ・調理したものを食べる際には対面を避け、会話を控えるなどの対応を行います。

<①体育②音楽③家庭科に関しては各担当の教職員で本校独自の具体的なガイドラインを作成中です。そのガイドラインに沿って感染対策を行いながら実施していきます。>

④ 職業等に関する授業

- ・製品の販売会等の活動はついで等飛沫感染の予防を行いながら実施しますが不特定多数の人を校内に招いての販売活動は行いません。
- ・農耕班が食品加工を行う場合は、衛生管理を徹底し、加工食品の外部への提供は行いません。

⑤ 以下の点にも留意します。

- ・児童生徒同士は2 m以上（最低限1 m）の間隔をあけて一方向を向き、向かい合う教師はマスクを着用し、2 m以上の間隔をあけます。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸借はしません。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に手洗いをします。また、使用後の器具等は消毒します。
- ・屋内での自立活動では、可能な限り立位や椅子に座って取り組める内容を行い、床面に横臥する場合はセラピーマットと御家庭から持参いただくバスタオル（使用の都度、御家庭での洗濯をお願いします）を使用します。
- ・休み時間は、トイレが混雑しないよう配慮します。会話等は距離を保って、お互いの体が接触するような遊びは行わないように働きかけます。
- ・更衣は、密にならないように、学部ごとに調整します。

(3) 学校行事等

① 授業参観

- ・感染防止対策を行い実施します。

② スポーツフェスティバルは学部ごとに体育館を使用するなど工夫をしながら実施します。

③ 校外行事

- ・基本は感染対策を講じて実施いたしますが、無理に実施することはせず、感染状況により日程の変更を含め、弾力的に対応します。

④ 宿泊を伴う旅行的な行事

- ・複数の案を検討し、旅行先の感染状況により日程の変更等を含め柔軟に対応していきます。申し訳ございませんが、その際に旅行当日の御家族や御

本人の体調などによりやむなく欠席となる場合等のキャンセル料については保護者負担になることを御了承願います。

6 相談窓口

新型コロナウイルス感染症に係る学校生活上の不安等は、担任や特別支援コーディネーターへ御相談ください。

7 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合

陽性の判明 児童生徒在校中	下校後
・原則全校で授業中止（各教室に待機）し、児童生徒は下校準備をします。 ・一斉メールで保護者へ陽性者判明の事実と当日の下校時刻（迎えの依頼）を連絡します。 ・午前中の陽性判明であっても給食は原則として実施します（明らかな濃厚接触者は別室）。 ・スクールバスの運行は中止といたします。 ・児童生徒は各教室で保護者の迎えを待ちます。 ・自力通学生は、各家庭と帰宅時間等について確認のうえ、原則として自力下校とする（濃厚接触者の可能性がある場合は保護者へ迎えの依頼をします）。	・一斉メールで保護者へ陽性者判明の事実を連絡します。 ・濃厚接触者の特定ができない場合は、休校の範囲（全校か学部単位か等）を県教委と協議、結果を一斉メールで保護者へ連絡します。